

議案第1号

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市議会の議員に対し政務活動費を交付することに伴い、必要な事項を条例で定める必要があるからである。

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、愛西市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(政務活動費の額等)

第3条 政務活動費の月額、17,000円とする。

2 各月の初日（以下「基準日」という。）において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は、交付しないものとする。

3 政務活動費の交付を受けた議員が年度の中途において議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、議会の議長（以下「議長」という。）を経由して市長に交付申請しなければならない。

2 議員は、申請をしようとする日の属する当月分から年度末までの月数分の政務活動費を申請することができる。ただし、年度の中途において新たに議員となった場合は、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）から年度末までの月数分の政務活動費を申請することができる。

(交付決定及び交付請求)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった議員に対し、政務活動費の交付決定を行うものとする。

2 前項の決定を受けた議員は、市長に対し、速やかに政務活動費の交付請

求をするものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、議員が行う、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなった場合は、議員でなくなった日の属する月の翌月の末日までに収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該議員がその年度において第6条に規定する経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(成果報告)

第9条 調査研究及び研修等（以下「先進地調査等」という。）並びに研究会等のため政務活動費を使用しようとするときは、あらかじめ届出書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の先進地調査等又は研究会等を行った場合は、終了した日から30日以内に成果報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第7条及び前条の規定により提出された書類（以下「収

支報告書等」という。)を、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧又はその写しの交付を請求することができる。

3 前項の閲覧又は写しの交付に係る費用については、愛西市情報公開条例(平成17年愛西市条例第8号)の規定の例による。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

資料購入費

議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費